



# くまもと行くモン旅割！

## 令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン (2023年7月開始)

### 宿泊事業者・旅行会社用マニュアル

Ver. 3 (2023/12/25)

本マニュアルは随時アップデートを行います。  
お読みになる前に最新版であるかご確認ください。

<b>1. 「くまもと行くモン旅割！」について</b>	
(1) はじめに	P.2
(2) 本事業の全体の流れ	P.3
(3) 本事業の概要	P.4
<b>2. 販売ルール</b>	
(1) 宿泊数（連泊）の制限について	P.7
(2) 旅行商品の購入回数について	P.8
(3) 平日と休日の取扱いについて	
(4) 既存予約の取扱いについて	
(5) 割引対象プランの予約期間について	
(6) 割引助成の対象外となるプラン	P.9
(7) 割引対象として適切なプランかどうかの判断基準	P.13
<b>3. 販売方法</b>	
(1) 最低旅行代金について	P.14
(2) 料金早見表	P.15
(3) 割引助成金額の算出手順	P.16
<b>4. 予約方法</b>	
(1) 交通付き宿泊旅行商品	P.19
(2) 着地型体験付き宿泊旅行商品	
(3) 宿泊旅行商品（宿泊のみ）	
<b>5. チェックイン時の対応</b>	
(1) 手続きの流れ	P.20
(2) 本人確認・居住地確認	
(3) 地域限定クーポンの有効期限と配布方法について	P.22
(4) 紙クーポンとして利用	
<b>6. 参加申込・登録について</b>	P.23
<b>7. 予約・販売管理システム</b>	P.25
<b>8. 精算業務</b>	P.26
<b>9. 更新履歴</b>	P.27
<b>10. お問い合わせ先</b>	P.28

# 1. 「くまもと行くモン旅割！」について

## (1) はじめに

「くまもと行くモン旅割！マニュアル（宿泊事業者・旅行事業者）」（以下「本マニュアル」）は、「くまもと行くモン旅割！令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン」取扱要領等に基づき作成するもので、「くまもと行くモン旅割！令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン」（以下「本事業」）の実施に必要な事項を定めるものです。

本事業の参加や実施にあたっては、本マニュアルをご確認いただき、不明点等がございましたら、「くまもと行くモン旅割！」事務局（以下、「事務局」）までお問合せ下さい。

### <留意事項>

取扱要領の改正等があった場合には、本事業の制度や取扱いも変更となる場合がございます。変更等が生じた場合は、参加事業者様へ直接ご案内及びホームページにて公表を行った上で、本マニュアルの改訂を行いますので、適宜ご確認くださいませようお願いします。

## ■「くまもと行くモン旅割！」とは

本事業は、令和2年7月豪雨の被害が大きい県南地域（以下「豪雨被災地域」※という）において、豪雨被災地域の観光復興の後押しを図るために本事業に参画する宿泊事業者及び旅行事業者に対して、豪雨被災地域を目的とした宿泊旅行商品の割引を助成するとともに、割引助成に付随して配布される豪雨被災地域内で利用できる地域クーポン券を付与する事業です。

### ① 宿泊旅行商品の割引助成

**豪雨被災地域を目的地とする1泊以上の旅行・宿泊サービスへの割引  
（熊本県民の豪雨被災地域内への旅行を含む）**

### ② 地域限定クーポン（電子）の付与

**豪雨被災地域の観光施設・観光体験、土産品店、飲食店等にて利用できる地域限定のお買物券**

**※豪雨被災地域：八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町**

# 1. 「くまもとに行くモン旅割！」について

## (2) 本事業の全体の流れ

### STEP1 参加申込

**「くまもとに行くモン旅割！」に参加申込み**

事業者説明会への申込・参加

参加申込書（様式第1号）の提出

**事務局による書類審査・登録決定・販売枠の通知**

マニュアル・取扱要領の確認

割引対象プランの準備

### STEP2 事前準備

**事務局による対象プランの確認**

**「くまもとに行くモン旅割！」対象商品の  
予約・販売開始**

予約・販売管理システムへの日々の入力

予約・チェックイン時の本人確認・居住地確認

予約・チェックイン時の地域限定クーポン（電子）配布

実績報告・精算業務

### STEP3 予約管理 ・ 利用者対応

### STEP4 精算

実績報告書類の準備・提出

**実績報告書類の審査・割引助成金の交付**

# 1. 「くまもと行くモン旅割！」について

## (3) 本事業の概要

名称	くまもと行くモン旅割！ 令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン
実施期間	<del>令和5年7月7日(金)～同年11月30日(木)</del> <del>—(12月1日(金)チェックアウトまで)—</del> ※8月11日(金)～8月15日(火) <del>—(8月16日(火)チェックアウトまで)—</del> <del>—お盆期間を除く</del>  <b>【追加期間】</b> <b>令和6年1月15日(月)～同年1月31日(水)</b> <b>(2月1日(木)チェックアウトまで)</b> ※熊本県及び熊本県観光連盟の運用等の見直しにより対象期間が変更になる場合があります。 ※除外日を設ける場合があります。
利用対象	日本国内居住者（熊本県内在住者を含む）
利用日数の制限	1回の予約または申込につき7泊まで ※1度の旅行での宿泊日数は同一施設の連泊、異なる施設の宿泊を問わず7泊までが対象 ※利用回数の制限はありません。
割引内容	割引率：旅行・宿泊代金の40% 割引助成上限額（1人1泊あたり） 交通付き宿泊旅行商品：8,000円 着地型体験付き宿泊旅行商品：8,000円 宿泊旅行商品（宿泊のみ）：5,000円
地域限定クーポン	日～金曜日：3,000円（原則電子クーポンでの付与） 土曜日：1,000円（原則電子クーポンでの付与）
割引対象となる販売方法	①宿泊施設へ直接予約 ②旅行会社での販売

# 1. 「くまもと行くモン旅割！」について

## (3) 本事業の概要

豪雨被災地域への旅行需要を喚起するため、以下の旅行代金及び宿泊代金の割引助成及び、地域限定クーポン（電子）を発行します。

### 助成金交付額

助成金は次の2つが一体となって構成されており、**どちらか片方の交付はできません。**

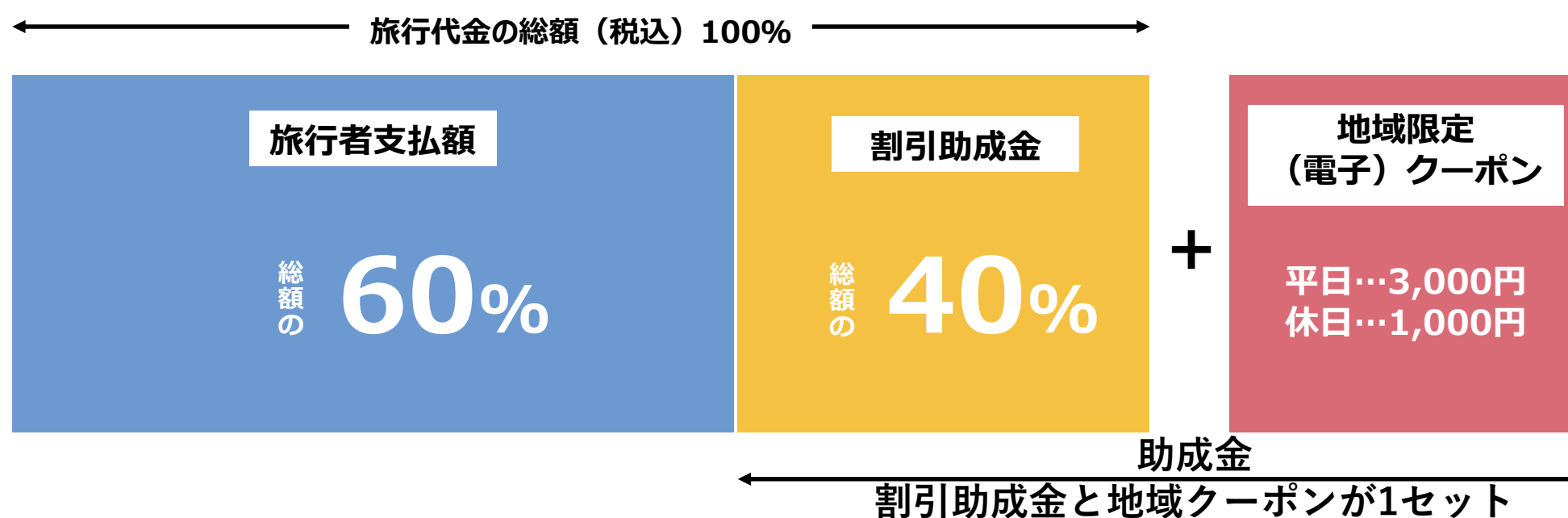
#### ① 宿泊旅行商品への割引助成：旅行代金の40%

ただし、次の上限額までの割引となります。

- ・交通付き宿泊旅行商品（旅行会社が販売） : 8,000円
- ・着地型体験付き宿泊旅行商品（宿泊事業者・旅行会社が販売） : 8,000円
- ・宿泊旅行商品（宿泊施設・旅行会社が販売） : 5,000円

割引助成金を事業者都合で40%未満に設定することは不可。  
ただし、割引助成金算出において端数が生じた場合は小数点以下は切り捨てとします。

#### ② 地域限定クーポン（電子） 平日3,000円、休日1,000円



### 最低旅行代金の設定

旅行代金の日別平均単価が次を下回る商品は割引助成の対象外です。

**平日5,000円 休日1,666円 ※1人1泊/日あたり**

# 1. 「くまもと行くモン旅割！」について

## (3) 本事業の概要

### ①交通付き宿泊旅行商品（旅行会社が販売）

豪雨被災地域内の宿泊施設へ1泊＋交通付き（JR・飛行機・バス・タクシー等）がセットになったプラン。

※交通付きの詳細は「取扱要領（宿泊事業者・旅行事業者）」をご確認ください。

※基本は「くまもと再発見の旅」と同様となります。

### ②着地型体験付き宿泊旅行商品（宿泊事業者・旅行会社が販売）

豪雨被災地域内の宿泊施設へ1泊以上＋熊本県観光予約サイト「くまもつと旅行社。」内に掲載されている豪雨被災地域内の商品を参考に、体験料金が**3,000円以上のものを1泊につき1つ以上がセットになっているプラン**（2つ以上を組み合わせると合計3,000円とすることも可）

なお、体験商品は予約を伴うものとし、事業者が直接予約・手配を行うこととします。

### ③宿泊旅行商品（宿泊のみ）（宿泊事業者・旅行会社が販売）

豪雨被災地域内の宿泊施設へ1泊以上のプラン。

## 2. 販売ルールについて

### (1) 宿泊数（連泊）の制限

一度の旅行での宿泊日数は同一施設の連泊、異なる施設の宿泊を問わず**7泊までが割引対象**です。「実態として連泊とみなされるような場合」も同様に7泊分までを割引対象とします。（例えば、同一の旅行者が5連泊する申込が2件ある場合は10連泊とみなします。）  
1回の予約または申込で7泊を超える場合は、「初泊～7泊目」までを対象とします。

#### 【宿泊旅行商品（宿泊のみ） / 1人】 9泊10日の場合

	1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	7泊目	8泊目	9泊目	帰着日
宿泊代金	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	8,000円	10,000円	12,000円	13,000円	13,000円	—
割引額	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円	3,200円	4,000円	4,800円	対象外	対象外	—

#### 【手順】

① 1泊目～7泊目の宿泊代金に割引40%を乗じます。

例) 1泊目：12,000円×40%=4,800円

**割引助成額 4,800円 < 割引上限額5,000円**

② 割引助成額が上限額5,000円より低いため、割引助成額は4,800円が適用されます。

※ 2泊目以降も同じ手順で割引助成額を算出します。

※ 連泊のうち、高額な宿泊のみ（1,2,3,4,7,8,9泊目）を選択しての割引はできません。

※ 1泊目～7泊目に含まれる物品やサービスのみが対象となります。

#### 【交通付き宿泊旅行商品 / 1人】 旅行代金：総額189,000円：9泊10日

	1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	7泊目	8泊目	9泊目	帰着日
旅行代金 (平均額)	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	—
割引額	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	対象外	対象外	—

#### 【手順】

① 1日あたりの単価が決まっていない場合は、**旅行代金総額÷泊数**で1泊あたりの平均額を算出し、その金額に割引40%を乗じます。

1泊あたり：(189,000円÷9日)×40%=8,400円

**旅行割引額 8,400円 > 割引上限額8,000円**

② 1泊あたりの割引助成額が上限額より高いため、割引上限額8,000円が適用されます。



## 2. 販売ルールについて

### (2) 旅行商品の購入回数について

割引対象となる宿泊旅行商品の購入回数の制限はありません。

### (3) 平日と休日の取扱いについて

平日と休日の定義は次のとおりです。

**土曜のみを「休日」とし、それ以外を「平日」として扱います。**

※日曜・祝日についても**「平日」として扱います。**

	金	土	日	月 (祝)	火	水	木	金	土
宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日

### (4) 既存予約の取扱いについて

~~販売開始日である令和5年(2023年)7月1日(土)より前に予約された旅行は割引の対象となりません。ただし、受注型企画旅行については、確定書面の交付日が販売開始日の7月1日(土)以降であって、かつ旅行の実施日が事業開始日以降であれば割引の対象となります。~~

**追加期間については、令和5年(2023年)12月25日(月)より前に予約された旅行は割引の対象となりません。**

### (5) 割引対象プランの予約期間について

~~本事業の予約期間は令和5年(2023年)7月1日(土)から同年11月30日(木)までです。ただし、予約期間内にあっても、予算がなくなり次第、新規予約の受付を停止することがあります。予算執行上の理由で新規予約が停止されている場合においては、すでに予約済みの対象プランへの割引は可能です。~~

**追加期間の予約は令和5年(2023年)12月25日(月)から令和6年(2024年)1月31日(水)までです。**

## 2. 販売ルールについて

### (6) 割引助成の対象外となるプラン

実態が伴わない旅行や水増しされた旅行代金等など、割引助成金を不当に多く引き出すことにつながる行為は、商品の内容を問わず、すべて対象外です。場合によっては、証憑書類の確認対象となりますので、次の考え方をご参考に、適正な販売をお願いします。

なお、実績報告の内容が適正でないと判断された場合、差戻しまたは否認となる場合があります。その場合、交付済みの割引助成金についても返還を求めることがあります。

#### 1. 実態が伴わない旅行に対する割引助成金の申請

割引助成金は、現に実施された旅行に対して支払われます。販売した旅行には実際に利用者が全日程に参加することが必須条件です。次のような事例は実態が伴わない旅行（架空申請）と判断されます。

##### ①「ノーショー」や「旅行の取消し」で実際の参加がなかった場合

旅行代金全額を収受していたとしても、当該旅行へ実際の参加がない場合は割引の対象外です。取消しされた旅行に対しては、割引助成金の申請はできません。この場合は、通常通り各業界の約款等に沿って取扱いをお願いします。

##### ②旅行内容に変更が生じた場合

旅行契約（旅行日程）の短縮が行われ、参加できなかった日程に対して適正な精算が行われた場合において、精算後の旅行が変わらず割引の対象となる場合は申請が可能ですので、変更後の旅行代金に対して割引助成金を再算出の上、実績報告を行ってください。

##### ③旅行内容や宿泊日、宿泊者が確定しない「旅行の権利」のみが販売された場合

旅行の権利のみが提供される「旅行クーポン券」、「ふるさと納税返礼品」、「クラウドファンディングリターン」等は旅行実態（旅行者、旅行日）が確定されていないため、割引対象外です。

##### ④利用者が日程の一部を権利放棄することを前提としたプランが販売された場合

利用者が宿泊施設を予約したものの、実際には宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆などはできません。例えば、「実際の宿泊施設にはチェックインせず、他の場所に宿泊することを目的とした旅行」や「往復の運送サービスを割引くことを目的として、運送サービスに廉価な宿泊施設を組み合わせることを前提とした旅行」等は割引対象外です。

##### ⑤架空予約など、旅行や施設の予約が捏造された場合

実態のない旅行等は割引対象外です。参加人数を水増した報告や架空の参加者への割引を受けるような行為はできません。

## 2. 販売ルールについて

### (6) 割引助成の対象外となるプラン

#### 2. 旅行代金等の水増しとなる割引助成金の申請

割引助成金は事業者により申請される旅行代金を基準として算出されます。そのため、旅行代金や旅行日程、利用者数を不当に吊り上げ割引助成金を多く引き出す詐害行為が想定されます。次のような事例は「水増し申請」の手法となりえるため、取扱いにはご注意ください。

#### ①現金および現金と同等に扱われる金券、換金目的または換金性の高いものを含む場合

次のような「現金」、「現金と同様に扱われる金券類」、「有価証券」、「購入した旅行事業者以外で利用者が容易に払い戻し可能な普通乗車券類」等を旅行代金に含めることは、旅行代金を水増しする行為と判断し、割引対象外とします。

1. 現金及び金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券、おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等 紙・デジタルを問いません）  
ただし、次の(ア)～(ウ)のすべてを満たすものに限っては商品に含めることは可。
  - (ア) 金券の用途となる物品またはサービスが券面に記録されたもの。  
ただし、宿泊施設の館内利用券に限り金額の明示は可能。
  - (イ) 用途が具体的に特定されている又は限定された複数の用途の中からひとつを選択して利用するもの。
  - (ウ) 当該商品の旅行期間内に目的地内でのみ利用できるもの。
2. 鉄道の普通乗車券（特急券・指定料金券を含む）、回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等  
ただし、「旅行事業者における適切な管理がなされている場合」は商品に含めることが可能。  
(例) 使用済原券、搭乗証明書など
3. 収入印紙や切手

## 2. 販売ルールについて

### (6) 割引助成の対象外となるプラン

#### 2. 旅行代金等の水増しとなる割引助成金の申請

##### ② 自社で価格決定をするプランに対して割引を行った場合

割引の対象となる旅行商品の価格を決定している事業者が当該商品に対して割引クーポンやポイント等（名称を問いません）を付与する旅行は次のように取り扱いをお願いします。

##### 1. 価格決定権がある事業者が自らの割引対象プランにのみ付与する割引クーポン等

→付与することは制限しませんが、本事業の割引助成金を算出する前に適用ください。  
（例10,000円の旅行に対し1,000円のクーポンを付与する場合は、1,000円分を事前に引いた9,000円を基準として割引助成金を算出）

##### 2. 価格決定権がある事業者が自らの割引対象プランのみ付与するポイント等

→付与できません。

※「第三者の原資により付与されているもの」、「本事業開始前に恒常的に顧客販促で適用されているもの」、「広く全ての会員に適用されるもの」等の付与を妨げるものではありません。

## 2. 販売ルールについて

### (6) 割引助成の対象外となるプラン

#### 3. その他の留意すべき割引助成金の申請

次の場合においても、割引対象外となります。

##### ① 配宿行為を伴う特定の大会への参加を目的とする場合

次の特定の大会では、配宿センターにより利用者へ宿泊施設が割り当てられます。そのため、旅行者が任意の宿泊施設を選択することができません。利用者への公平な割引対象プランの提供ができないため、次に定める特定の大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行は、本事業の対象外となりますので注意ください。

この取扱いを求める特定の大会は次の9つのみです。

また、この規定は配宿行為を伴わない旅行（参加者の応援をするためのいわゆる応援団による旅行等）を制限するものではありません。

- 国民体育大会
- 全国障害者スポーツ大会
- 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）
- 全国中学校体育大会（全中）
- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）
- 全国植樹祭
- 全国育樹祭
- 全国豊かな海づくり大会（豊漁祭）
- 全国高等学校総合文化祭（高校総文祭）

##### ② 公費出張の場合

公費出張の場合は割引対象外です。

## 2. 販売ルールについて

### (7) 割引対象として適切なプランかどうかの判断基準

次の基準・考え方に照らして割引対象プランを造成・販売ください。基準・考え方を満たさない場合は、旅行全体が割引の対象外となりますが、当該部分が明確に切り分けて販売できる場合に限り、当該部分を差し引いた割引は対象となります。

#### ①商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること

商品に含む物品やサービスの内容は、当該商品の旅行目的に沿っており、かつ旅行目的地での消費に寄与している必要があります。

#### ②商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の旅行代金の水準を超えないこと

上記①を前提としたうえで、割引対象プランに含む物品やサービスの価額については、そのおおむね2倍を上限の目安にしてください。

#### ③利用者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること

対象プランに含む物品やサービスは、旅行期間中に利用者が享受できるものが基本となりますが、その特性上、旅行の開始前からまたは旅行の終了後においても旅行日程に付随するものは割引の対象となります。

例) 「スーツケースを事前に旅行目的地へ配送する」「行程に組み込まれた絵付け体験で、後日焼きあがった陶器が配送される」

#### ④行程に国外の地域が含まれないこと

#### ⑤ライセンスや資格の取得を目的としないこと

#### ⑥上記①～⑤のほか、対象プランとして適切でない判断されるもの

旅行は多様な価値創出や企画によって成立するものであることを踏まえ、上記①～⑤の判断基準に照らした上で、個別具体的に割引対象とするか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断します。

# 3. 販売方法について

## (1) 最低旅行代金について

### 1. 最低旅行代金の設定

本事業では地域限定クーポンが配布されるため、安価なプランでは割引助成金を受けることにより利用者への利益（逆ザヤ）が発生する場合があります。そのような事態を防ぐ（**利用者の実質負担額を0円以上にする**）観点から、割引対象となるすべての旅行における1人1泊/日あたりの最低旅行代金を設定します。最低旅行代金未満のプランは割引対象外です。

**最低旅行代金は平日5,000円、休日1,666円です。**

当該旅行（宿泊）において最低旅行代金を下回っていないかを確認の上、割引の対象となるプランを販売ください。他の割引クーポンを利用した場合においても、割引後の旅行代金が最低旅行代金を下回る場合は割引の対象外です。

地域限定クーポン（電子）のお渡し金額は平日3,000円、休日1,000円となります。

#### 【料金設定の一例】平日の場合

宿泊旅行代金	割引額(40%)	支払い額	地域限定クーポン
10,000円	4,000円	6,000円	3,000円
8,000円	3,200円	4,800円	3,000円
5,000円	2,000円	3,000円	3,000円
2,000円	<b>対象外</b>	<b>2,000円</b>	<b>対象外</b>

#### 【料金設定の一例】休日の場合

宿泊旅行代金	割引額(40%)	お支払い額	地域限定クーポン
10,000円	4,000円	6,000円	1,000円
5,000円	2,000円	3,000円	1,000円
1,666円	666円	1,000円	1,000円
1,665円	<b>対象外</b>	<b>1,665円</b>	<b>対象外</b>

**他の類似事業の併用は原則不可とします。**

# 3. 販売方法について

## (2) 料金早見表

交通付き宿泊旅行商品・着地型体験付き宿泊旅行商品

【平日】

旅行代金	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000
割引助成金	1,200	1,600	2,000	2,400	2,800	6,400	6,800	7,200	7,600	8,000
利用者負担額	1,800	2,400	3,000	3,600	4,200	9,600	10,200	10,800	11,400	12,000
地域クーポン	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
実質負担額	-1,200	-600	0	600	1,200	6,600	7,200	7,800	8,400	9,000

【休日】

旅行代金	1,000	1,500	1,666	2,000	3,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000
割引助成金	400	600	666	800	1,200	6,400	6,800	7,200	7,600	8,000
利用者負担額	600	900	1,000	1,200	1,800	9,600	10,200	10,800	11,400	12,000
地域クーポン	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実質負担額	-600	-100	0	200	800	8,600	9,200	9,800	10,400	11,000

宿泊旅行商品（宿泊のみ）

【平日】

旅行代金	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	9,000	10,000	11,000	12,000	13,000
割引助成金	1,200	1,600	2,000	2,400	2,800	3,600	4,000	4,400	4,800	5,000
利用者負担額	1,800	2,400	3,000	3,600	4,200	5,400	6,000	6,600	7,200	8,000
地域クーポン	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
実質負担額	-1,200	-600	0	600	1,200	2,400	3,000	3,600	4,200	5,000

【休日】

旅行代金	1,000	1,500	1,666	2,000	3,000	9,000	10,000	11,000	12,000	13,000
割引助成金	400	600	666	800	1,200	3,600	4,000	4,400	4,800	5,000
利用者負担額	600	900	1,000	1,200	1,800	5,400	6,000	6,600	7,200	8,000
地域クーポン	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実質負担額	-400	-100	0	200	800	4,400	5,000	5,600	6,200	7,000

※ □ 本事業適用後の利用者の実質負担額 0 円を下回っているため割引対象外



# 3. 販売方法について

## (3) 割引助成金額の算出手順について

割引助成額の算出手順は、以下のとおりです。

### 1. 利用者の旅行代金に単価の設定がある場合

※割引助成金の算出方法については利用者に周知のうえ、販売ください。

#### 1-1. 利用者の旅行代金に単価が設定されている場合（基本ルール）

##### 【例1】平日1泊2日の宿泊（宿泊単体商品）

A旅館の和室に大人2名、小人1名で宿泊

宿泊単価：大人@15,000×2名、小人@7,500円×1名

##### 《算出方法》

##### ① 宿泊単価と最低旅行代金を比較し、割引対象かどうかを確認

大人： 宿泊単価 @15,000円 > 最低旅行代金5,000円（平日）

小人： 宿泊単価 @7,500円 > 最低旅行代金5,000円（平日）

大人・小人ともに宿泊単価が最低旅行代金を上回るので割引対象

##### ② 割引助成額を算出し、割引上限額と比較

大人： 宿泊単価 @15,000円×40% = 6,000円（小数点以下切り捨て）

割引助成額 6,000円 > 割引上限額5,000円（宿泊単体商品）

小人： 宿泊単価 @7,500円 × 40% = 3,000円（小数点以下切り捨て）

販売助成額 3,000円 < 割引上限額5,000円（宿泊単体商品）

⇒大人は割引上限額の5,000円、小人は割引助成額の3,000円を適用

##### ③ 割引助成額の合計を算出し、請求額を確定

大人@5,000円×2名+小人@3,000円×1名 = 13,000円を割引助成額として適用。

請求額は37,500円－13,000円 = 24,500円となります。

##### ④ 地域限定クーポン（電子）（平日3,000円）

3,000円×割引対象3名 = 9,000円を配布ください。

# 3. 販売方法について

## (3) 割引助成金額の算出手順について

### 1-2. 利用者の旅行代金に単価が設定されている場合（基本ルール）

#### 【例2】**休日** 1泊2日の宿泊（宿泊単体商品）

A旅館の和室に大人2名、小人1名で宿泊

宿泊単価：大人@18,000円×2名、小人1,500円×1名

#### 《算出方法》

##### ① 宿泊単価と最低旅行代金を比較し、割引対象になるかどうかを確認

大人： 宿泊単価 @18,000円 > 最低旅行代金1,666円（休日）

小人： 宿泊単価 @1,500円 < 最低旅行代金1,666円（休日）

・大人は宿泊単価が最低旅行代金を上回るので**割引対象**

・小人は宿泊単価が最低旅行代金を下回るので**割引対象外**

##### ② 割引助成額を算出し、割引上限額と比較

大人： 宿泊単価 @18,000円×40% = 7,200円（小数点以下切り捨て）

割引助成額 7,200円 > **割引上限額5,000円**（宿泊単体商品）

⇒割引助成額が割引上限額を超えるため**割引上限額5,000円**を適用

##### ③ 割引助成額の合計を算出し、請求額を確定

大人@5,000円×2名 = **10,000円**を割引助成額として適用。

請求額は37,500円 - 10,000円 = **27,500円**となります。

##### ④ 地域限定クーポン（電子）（休日1,000円）

1,000円×割引対象2名 = **2,000円**を配布してください。

# 3. 販売方法について

## (3) 割引助成金額の算出手順について

割引助成額の算出手順は、以下のとおりです。

### 2. 利用者の旅行代金に単価の設定がない場合

#### 2. 利用者の旅行代金に単価が設定されていない場合（基本ルール）

##### 【例3】平日1泊2日の宿泊（宿泊単体商品）

Bホテル（一棟貸しタイプ）に大人2名、小人1名で宿泊  
一棟貸し料金 1泊60,000円

##### ① 次の計算式で、旅行日程の最低旅行代金を算出します。

平日5,000円×3名 = 最低旅行代金15,000円

##### ② 旅行代金総額と最低旅行代金を比較

旅行代金総額60,000円 > 最低旅行代金15,000円

旅行代金総額が最低旅行代金を上回っているため割引対象

##### ③ 旅行代金総額に対して、1人あたりの旅行代金を算出します。

60,000円÷3 = 20,000円

##### ④ 1人あたりの旅行代金に割引額40%を乗じます。

20,000円×40% = 8,000円

##### ⑤ ④が割引上限額を超えていないか比較します。

割引助成額 8,000円 > 割引上限額 5,000円

→割引助成額が割引上限額を上回るため、割引上限額5,000円を適用。

##### ⑥ ⑤を参考に請求額を算出します。

1人あたりの請求額は20,000円－5,000円 = 15,000円となり、

合計の請求額は15,000円×3名 = 45,000円となります。

##### ⑦ 地域限定クーポン（平日3,000円）

3,000円×割引対象3名 = 9,000円を配布ください。

## 4. 予約方法について

### (1) 交通付き宿泊旅行商品

本事業に参加登録された旅行会社が割引対象プランを販売することができます。  
**商品名またはプラン名に本事業の対象であることを明記してください。**

【予約方法】

旅行会社へ直接予約

### (2) 着地型体験付き宿泊旅行商品

本事業に参加登録された旅行会社・宿泊施設が割引対象プランを販売することができます。  
**商品名またはプラン名に本事業の対象であることを明記してください。**

【予約方法】

旅行会社または宿泊施設へ直接予約

※着地型体験をセットとする場合は、**プラン販売事業者が体験の予約・手配まで行うようにしてください。**

また、利用者が体験をキャンセルし、取消料が発生した場合は、旅行代金を収受した事業者が体験施設等へ取消料を支払うようにしてください。

### (3) 宿泊旅行商品（宿泊のみ）

本事業に参加登録された旅行会社・宿泊施設・OTAで割引対象プランを販売することができます。

**商品名またはプラン名に本事業の対象であることを明記してください。**

【予約方法】

旅行会社または宿泊施設へ直接予約

# 5. 予約受付・チェックイン時の対応

## (1) 手続きの流れ

①本事業の割引を適用する利用者全員に対し、本人確認書類（原本）による本人確認・居住地確認を行ってください。また、予約受付時またはチェックイン時に利用者に「宿泊旅行商品割引に関する確認書」をご記入いただくようご案内をお願いします。

**※チェックイン時に上記の要件を満たさない場合、本事業の割引はできません。**

②本事業の割引を適用する利用者に対し、地域限定クーポン（電子）の配付をしてください。

## (2) 本人確認・居住地確認

### 本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書、健康保険等被保険者証

**ただし上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つまたは①と②の組み合わせであれば可とする。**

①介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給などの証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

**※旅行会社は原則、予約受付時に本人確認・居住地確認の実施をお願いします。**

**ただし、販売形態（電話・WEBなど）や、予約受付時に本人確認書類の一部または全ての確認ができなかった場合は、旅行会社から宿泊施設に本人確認をするよう依頼、連絡をお願いします。**

# 5. 予約受付・チェックイン時の対応

## (2) 本人確認・居住地確認

### 予約受付・チェックイン時の流れ

#### ① 宿泊施設に直接予約した場合（OTA予約含む）

##### 【チェックイン時】

本人確認書類（原本）

※ 上記書類を提示する人が本人かどうか、日本国内居住者かどうかを確認

チェックイン時、利用者に「宿泊旅行商品割引に係る確認書」の記入のご案内

#### ② 旅行会社で予約した場合

##### 【旅行会社で予約受付時】

本人確認書類（原本）

※ 上記書類を提示する人が本人かどうか、日本国内居住者かどうかを確認

※ 確認内容を旅行会社から宿泊施設に通知。一部または全て確認できなかった場合はその旨も明記。

予約受付時に利用者に「宿泊旅行商品割引に係る確認書」の記入のご案内

##### 【チェックイン時】

本人確認書類（原本）

※ 旅行会社が確認できなかった書類について確認

※ 販売形態によって予約受付時に記入をご案内いただけない場合は、宿泊施設へ直接「宿泊旅行商品割引に係る確認書」の記入依頼を行ってください。

### 利用条件を満たさない場合の対応

① 本人確認書類の提示がない場合は割引対象外となります。

（旅行会社にて事前確認済の場合を除く）

② グループの一部が条件を満たさない場合の同行者の取扱

グループ内に条件を満たさない方がいる場合、条件を満たしていない方のみ割引対象外となります。

③ 本人確認書類を自宅に忘れてきたため、帰宅後コピーを郵送・FAX・メールしたい

本人確認書類の後日提出は認められません。（割引対象外）

コピー・写真・スマホ画面の提示は不可です。

# 5. 予約受付・チェックイン時の対応

## (3) 地域限定クーポン（電子）の有効期限と配布方法

**有効期限：チェックイン日からチェックアウト日まで**

**配布方法：宿泊施設のチェックイン時  
（旅行会社は宿泊施設へクーポン配布を依頼）**

### 1. クーポンの配布方法

宿泊施設のチェックイン時にクーポンをお渡し下さい。

**※連泊の場合はクーポンを初日のチェックイン時にまとめて利用者へ渡すのではなく、1日ごとにクーポンを渡して下さい。チェックイン時に全日分のクーポンを配布すると、途中で旅行をキャンセルした場合、すでに利用者がすべてのクーポンを使っているとクーポン券の返還が困難となるため、ご協力をお願いします。**

### 2. クーポンの有効期限

同一旅行期間内のチェックイン日からチェックアウト日まで

**※連泊の場合は、同一旅行期間内であれば、利用者はいつでも電子クーポンを取得し、利用することができます。ただし、電子クーポンは取得後、翌日23:59までの有効期限となるため、その旨のご案内の徹底をお願いします。利用者からの苦情の原因となります。**

**（まとめて複数日分のクーポンを電子として取得した場合、すべてのクーポンの有効期限は取得日から翌日の23:59まで）**

## (4) 紙クーポンとしての利用

地域限定クーポンは原則、電子としていますが、利用者がスマートフォンを持っていない等の特段の理由に限り、クーポンを紙で利用できることとします。

ただし、以下留意事項の厳守をお願いします。

【留意事項】

- ・クーポン券の裏面のスクラッチ箇所（アクセスキー）を削っていないことを条件にご利用いただけます。
- ・有効期限は同一旅行期間内のチェックイン日からチェックアウト日までとなります。決済時に取扱店舗より口頭にて有効期限を過ぎていないかの確認をお願いします。
- ・誤ってスクラッチ箇所を削った場合のクーポンの再発行は禁止です。
- ・第三者への譲渡、売買、質入れ等は禁止です。
- ・**クーポン券1枚当たり1,000円以上のお買い物でご利用が可能です。**

# 6. 参加申込・登録について

## 対象事業者について

割引対象プランを販売するためには、参加登録の手続きが必要です。  
以下書類を事務局までEメールまたはFAXのいずれかの方法でご提出ください。

### 【募集期間】

**令和5年（2023年）6月12日（月）～から随時受付中**

### 【提出書類】

#### ①旅行会社の場合

- ・参加申込書（様式第1号）
- ・旅行業登録票の写し
- ・口座情報が確認できる書類  
（通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等）

#### ②宿泊事業者の場合

- ・参加申込書（様式第1号）
- ・旅館業法の営業許可の写し又は住宅宿泊事業届出書の写し
- ・口座情報が確認できる書類  
（通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等）

**※以下の事業者は本事業の参画の対象外とする。**

#### ①豪雨被災地域外の宿泊施設

②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業施設⇒**ラブホテルなどの登録不可**

③事業者等の福利厚生施設等で特定人を宿泊させる施設（保養所、研修所、合宿所、寄宿舎などの名称の如何を問わない）

④老人福祉法に定める老人福祉施設、有料老人ホームや、介護保険法に定める介護保険施設等において付帯する宿泊施設

⑤熊本県内に営業所がない旅行会社



# 6. 参加申込・登録について

## (1) 販売枠の設定について

本事業への参加申込の際に提出いただいた（様式第1号）参加申込書に記載いただいた割引助成金希望額をもとに各事業者に対して、それぞれ販売枠を設定します。

販売枠は（様式第2号）登録決定通知書の送付で通知を行います。

各事業者は割引対象プランの予約・販売数を日々事務局が別途用意する予約・販売管理システムに入力を行い、販売枠の管理の徹底をお願いします。

なお、**事務局の承諾なく、販売枠を超えた販売分はいかなる理由があっても割引助成金のお支払いはできませんのご注意ください。**

## (2) 販売枠の変更について

~~事業者は販売枠の執行状況に応じて、事務局に対して、販売枠の増額依頼をすることができます。増額依頼をする際は、必ず具体的な希望額をメールにて事務局にご連絡ください。割引助成金の原資残額をもとに販売枠の変更を決定し、（様式第2号の2）割引助成金上限額変更決定通知書にて通知を行います。~~

~~なお、原資の関係で増額をお受けできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。~~

~~また、販売枠の執行状況に応じては、事業実施期間中に販売枠の減額をさせていただく場合もございます。~~

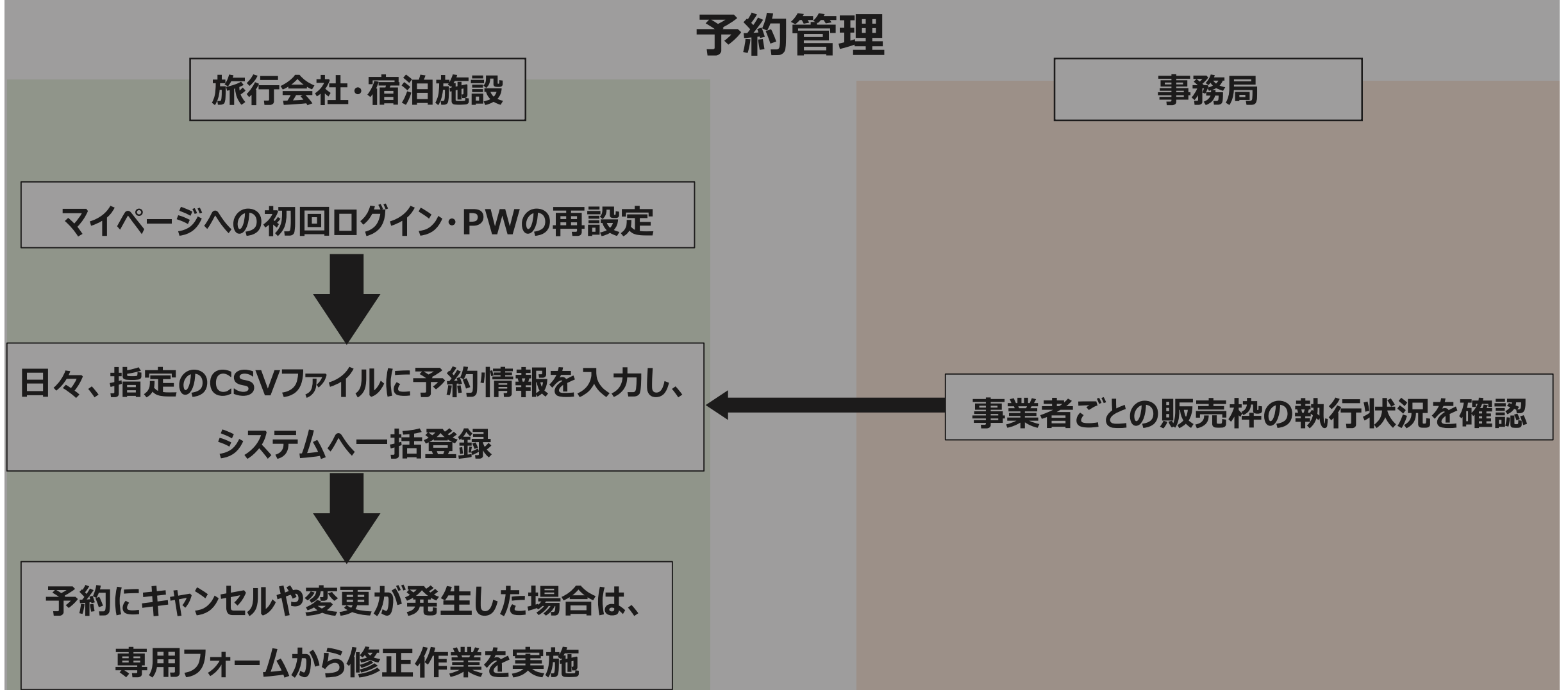
**※追加期間においては、販売枠の追加はございませんので、あらかじめご了承ください。**

## (3) 割引対象プランの確認・審査

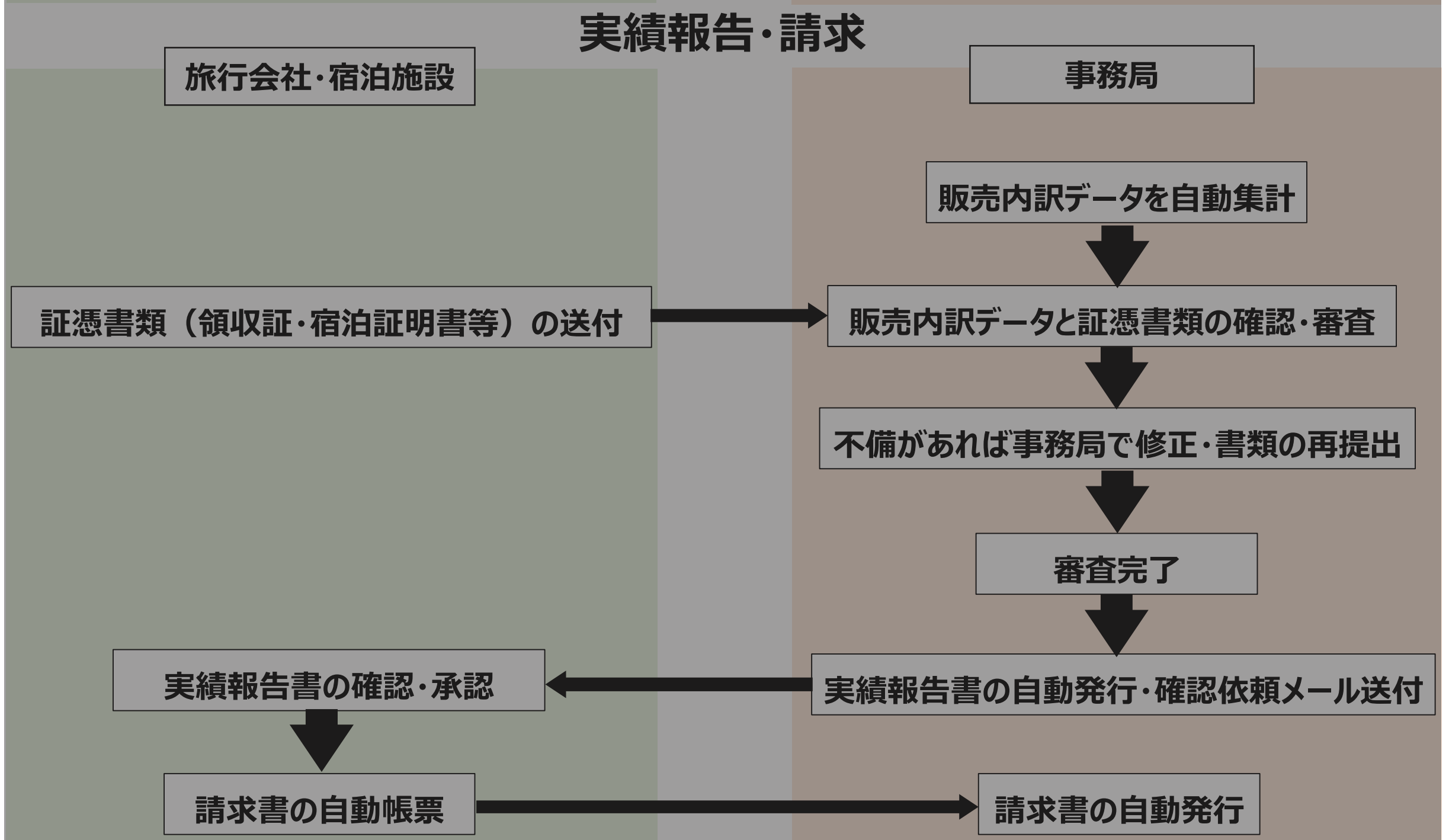
登録事業者は、販売準備が整いましたら、事務局に販売予定のプランを送付ください。あらかじめ事務局で割引対象かどうかを確認します。なお、審査対象は交通付き及び着地型体験付き宿泊旅行商品となります。宿泊単体商品は審査の対象とはなりません。最低旅行代金を下回らないように料金設定にはご注意ください。

# 7. 予約・販売管理システム

## 予約・販売システムのフロー



**追加期間（2024年1月15日～同年1月31日）においては、予約・販売管理システムの利用はできません。**



# 8. 精算業務

## (1) 実績報告について

割引対象プランを販売した月の1日宿泊～15日宿泊を当月の25日までに、販売した月の16日～月末までの分を翌月10日までに以下書類のご提出をお願いします。

①宿泊及び旅行実績が証明できる書類

例：宿泊証明書・宿泊確認書・宿泊台帳の写し・最終行程表など

②利用者からの入金を確認できるもの（お金の流れが分かる書類）

例：領収証・請求書・仕訳帳・現金出納帳・総勘定元帳の写しなど

③宿泊旅行商品割引に係る確認書

※①と②を同一書類で確認できる場合は、**一つの書類で可能です**。

※元値、割引額および「くまもと行くモン旅割！」の割引であることを明記してください。

※書類に不備があった場合は割引助成金の支払いが遅れる場合があります。

上記期日までに必ず書類をそろえて事務局までお送りください。

※本人確認書類のコピーは**提出不要**です。

## (2) 精算スケジュール

	期間	書類提出〆切	お振込期間
第1期	7/7(金)～15(土)	7/25(火)	～8/15(火)
第2期	7/16(日)～31(月)	8/10(木)	～8/31(木)
第3期	8/1(火)～15(火)	8/25(金)	～9/15(金)
第4期	8/16(水)～31(水)	9/10(日)	～9/30(土)
第5期	9/1(金)～15(金)	9/25(月)	～10/15(日)
第6期	9/16(土)～30(土)	10/10(火)	～10/31(火)
第7期	10/1(日)～15(日)	10/25(水)	～11/15(水)
第8期	10/16(月)～31(火)	11/10(金)	～11/30(木)
第9期	11/1(水)～15(水)	11/25(土)	～12/15(金)
第10期	11/16(木)～30(木)	12/10(日)	～12/31(日)

※上記の各精算期をまたいだ連泊の場合は、**帰着日をもとに精算を行います**。

例：7/15(金)宿泊～7/17(日)帰着（2泊3日）の場合  
2泊分をまとめて第2期に実績報告を行う。

# 8. 精算業務（追加期間）

## （1）実績報告について

2024年1月15日～同年1月31日の期間中に販売した分の実績報告として、**2月10日まで**に以下書類のご提出をお願いします。

①宿泊及び旅行実績が証明できる書類

例：宿泊証明書・宿泊確認書・宿泊台帳の写し・最終行程表など

②利用者からの入金を確認できるもの（お金の流れが分かる書類）

例：領収証・請求書・仕訳帳・現金出納帳・総勘定元帳の写しなど

③宿泊旅行商品割引に係る確認書

※①と②を同一書類で確認できる場合は、**一つの書類で可能**です。

※元値、割引額および「くまもと行くモン旅割！」の割引であることを明記してください。

※本人確認書類のコピーは**提出不要**です。

④（様式第4号）実績報告書（指定様式/Word）

⑤（様式第5号）請求書（指定様式/Word）

⑥（様式第6号）販売内訳書（指定様式/Excel）

※年度内に割引助成金のお支払いをする必要がありますので、必ず、期限内に書類をご準備のうえ、ご提出をお願いいたします。ご提出が遅れますと、割引助成金をお支払いできない可能性がございますので、ご注意ください。

## （2）精算スケジュール

	期間	書類提出〆切	お振込期間
第11期	1/15(月)～1/31(木)	2/9(金)	～2/29(木)

# 9. 更新内容

Ver	更新日	内容
Ver.1	2023年 6月16日(金)	
Ver.2	2023年 6月30日(金)	P.18 ・割引助成金・地域クーポンの計算間違いの修正 P.20-21 ・チェックイン、予約受付時の「宿泊旅行商品割引に係る確認書」の追記 P.22 ・地域限定クーポンの有効期限の変更 ・紙クーポンの有効期限の確認方法の追記 P.23 参加申込期間の変更 P.24 割引対象プランの審査・確認についての文言の追加 P.26 ・実績報告時の提出書類「宿泊旅行商品割引に係る確認書」の追記
Ver.3	2023年 12月25日(月)	P.4 ・追加期間の実施日を追記 P.8 ・追加期間における既存予約の取扱いおよび予約期間の追記 P.24 販売枠の変更についての注意点の追記 P.27 ・追加期間における実績報告についてのページを追加

## くまもと行くモン旅割！事務局

**TEL:096-223-6502**

**FAX:096-223-6503**

**9：00～17：00**

(土日祝も対応、ただし、**年末年始(12/29～1/3)**を除く)